

須賀川市第11次高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に係るアンケート調査分析業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、須賀川市第11次高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に係るアンケート調査分析業務について、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により参加事業者に提案を求め、当該計画策定に係る技術力、情報収集・分析能力等が優れている受託候補者を適正、公平に選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 件名

須賀川市第11次高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に係るアンケート調査分析業務委託

(2) 内容

別紙「須賀川市第11次高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に係るアンケート調査分析業務委託仕様書」のとおり。

ただし、契約時における仕様は最優秀者として選定された者の企画提案内容に応じて変更することがある。

(3) 期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 委託上限額 金 1,925,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示す金額であることに留意のこと。

3 参加要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていなくてはならない。

- (1) 令和7年度の須賀川市入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当した場合においては、その事実があった後3年を経過していること。
- (4) 須賀川市有資格業者に対する入札参加資格制限に関する要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加資格制限期間中の者でないこと。
- (5) 須賀川市競争入札参加資格の取消しの通知を受けた場合において、当該通知の日から3年を経過していること。
- (6) 国税（法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税）及び市税（法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税）を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続中の者でないこと。
- (8) 商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていないこと。
- (9) 須賀川市暴力団排除条例（平成24年9月27日条例第29号）に違反しない者であること。
- (10) 過去5年間（令和2年度～令和6年度）において、地方公共団体との間で高齢者福祉計画及び介護保険事業計画又はそれに類する契約を締結し、完了した実績を有すること。

- (11) 事業を円滑に行うため、迅速に対応ができる者であること。

4 参加表明書の提出

(1) 提出期間

令和7年11月4日（火）9時00分から令和7年11月14日（金）17時00分まで

(2) 提出方法

プロポーザル参加表明書（様式1）と業務実績書（様式2）に必要事項を記載のうえ、持参又は郵送により提出すること。持参の場合、土日及び祝日を除く平日（以下「開庁日」という。）の9時00分から17時00分までとし、郵送の場合は11月14日（金）17時00分必着とする。

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和7年11月4日（火）9時00分から令和7年11月14日（金）17時00分まで

(2) 提出方法

- ・質問書（様式5）により電子メールにて提出すること。電話、来訪による質問は受付しない。
- ・件名：「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。
- ・質問が複数ある場合は、箇条書き等により記載すること。

(3) 質問の回答

各質問者からの質問及びその回答の全てを、令和7年11月20日（木）17時00分までに、須賀川市ホームページにて随時公開する（ただし、質問者名は公表しない。）。なお、各質問者へ個別には回答しない。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提案件名

「須賀川市第11次高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に係るアンケート調査分析業務」

(2) 提案内容

- ア 企画提案書：仕様書に基づき評価基準書を踏まえたうえで作成し、提出すること。
様式は任意とし、A4サイズ8枚以内とする。（表裏16頁、表紙含む）
- イ 見積書：様式は任意とする。消費税抜き価格で記載すること。

(3) 提出要領

ア 提出書類

- ・プロポーザル届出書（様式3）
- ・会社概要（パンフレット等で可）
- ・企画提案書
- ・見積書
- ・業務工程表
- ・業務実施体制調書（様式4）

イ 提出部数

10部（プロポーザル届出書、会社概要、見積書は各1部）

ウ 提出期限

令和7年11月25日（火）17時00分まで（必着）

エ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参の場合、開庁日の9時00分から17時00分までとし、郵送の場合は11月25日（火）17時00分必着とする。

オ 提案費用

企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

カ その他

- ・提出期限以降における書類の追加、修正、差し替え及び再提出は認めない。
- ・企画提案書の提出は1者につき1案とする。

7 プレゼンテーション

審査に当たっては、書類審査及びプレゼンテーション審査を行う。企画提案書提出者が4者以上の場合は、企画提案書の記載内容や見積書を基に評価基準書により書類審査を実施し、上位3者のみプレゼンテーションを実施できるものとする。

書類審査を実施した場合、プレゼンテーション実施の可否については、申込事業者全てに対し、令和7年12月1日（月）までに電子メールにより連絡をする。参加者は、企画提案書の内容について、次のとおりプレゼンテーションを行う。

（1）プレゼンテーション審査実施日時 令和7年12月8日（月）を予定

- ア 時間帯及び場所についての詳細は、企画提案書提出後に通知する。
- イ プレゼンテーションは非公開とする。

（2）説明時間等

1応募者の説明時間は15分以内とし、その後15分程度の質疑の場を設ける。

（3）企画提案書説明者

業務実施体制調書（様式4）に記載のいずれかの者で、3名以内とする。

（4）その他

- ア プレゼンテーションにおいて使用する投影モニター（HDMI 接続）は須賀川市で準備する。モニターへ接続するPC及びソフトウェア等は、応募者において準備すること。
- イ 審査当日の資料の配布や提出した企画提案書等の内容以外の投影は禁止する。

8 契約予定事業者の選定方法

（1）プレゼンテーション審査による選定方法

- ア 提出された企画提案書の説明内容や見積書を基に評価基準書により審査を行い、最も評価点の高い者を第一受託候補者とする。なお、評価点は各選考委員の評価点の合計とする。
- イ 受託候補者の選定にあたり、評価点が同点の者が2以上あるときの対応
 - （ア）提案者それぞれの評価点と同じで、見積価格が異なる場合、見積価格が低い者を上位とする。
 - （イ）提案者それぞれの評価点及び見積価格が同じ場合、くじ引きにより順位を決定する。くじ引きの実施日時、場所等については別途連絡を行う。なお、くじを引かない者がいるときは、須賀川市職員が代わってくじを引き順位を決定する。
- ウ 有効な提案者が1社のみのときは、評価点が350点以上であり、須賀川市が適正な提案と判断する場合は、その者を第一受託候補者とする。

（2）選定結果の通知、公表

選定結果については、速やかに須賀川市ホームページ上にて公表するとともに、審査を受けた者全員に対し、電子メール及び郵送による文書で通知する。なお、選定理由等についての問い合わせには応じない。

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等が提出期限を過ぎ提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 見積価格が委託上限額を上回る場合。
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合。
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (6) その他、須賀川市が不当な要求や不正行為があったと認めた場合。

10 契約

企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は、協議のうで決定する。なお、第一受託候補者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。

11 その他

- (1) 提出書類は返却しない。ただし、提出書類を提出者に無断で他の業務に使用しない。
- (2) 須賀川市情報公開条例（平成10年6月24日条例第11号）に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書（作成文書及び参加者提出文書）は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上の利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により表記すること。

なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響の及ぼす恐れのある情報については、決定後の開示とする。

- (3) 審査結果に対する異議申し立ては認めない。
- (4) プロポーザルの日程等は、都合により変更する場合がある。
- (5) 諸条件等に定めがない事項又は内容に疑義が生じた事項がある場合は、協議を行い、その取扱いを定めるものとする。

12 問合せ先、書類の提出先等

担 当：須賀川市市民福祉部長寿福祉課介護予防推進係

住 所：〒962-8601 福島県須賀川市八幡町135番地

電 話：0248-88-8116（受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

Eメール：choujyu@city.sukagawa.fukushima.jp

13 日程（案）

実施要領の公表	令和7年10月30日（木）
質問受付期間	令和7年11月4日（火）～ 令和7年11月14日（金）
質問回答	令和7年11月20日（木）
参加表明書提出期間	令和7年11月4日（火）～ 令和7年11月14日（金）

企画提案書提出期間	令和7年11月18日（火）～ 令和7年11月25日（火）
プレゼンテーション審査通知	令和7年12月 1日（月）
プレゼンテーション審査	令和7年12月 8日（月）
審査結果通知	令和7年12月11日（木）（予定）
契約締結	令和7年12月15日（月）（予定）